年山紀聞

五六

增4
775
140

曽イ門 775 140

年山紀聞　第五

目録

霞に志川く　立志
なくの殿の橋　泰非君九州詩歌
ゆらぬと　千年山八境乃記　去松翁
朴翁小勝の詞　西山公　山家の記　朴翁居士
冬乃春　八重洞く所
姫城源君子　姫石洗うひ
賀儀　中院通茂公　七十賀の儀　遊女妙
将棋　彰芳館
彰芳別館紅葉寓居の節茶会の事　奉送西山公帰国　日人

東京都立中央図書館蔵

彰考別館乃記　為章
はくぶつ
盃石乃歌
礼儀類典序
續千載はくぶつ
源士宗好の亭
都鳥
の歌碑
處士維楨

宮内省圖書寮

○霧ヒ志川くく

末乃霧末の志川くや世中の物まを先て川あり　なるらん

契沖師の物語に浜方と古末とをくゆるけるもあらり

所ゝん續古今集に

末末究竟等の字紙を家に

はるゝ乃風とまり川海の末は霧はひ物をそれも末乃

志川くとよとあまをうの形に人をも山を為て末は

霧をそれて成りて末の志つくをなるとをはるもてうり

紅はおそれ先て川あり　とふ論究辰おれを末乃

霧くを末の滿川まり川沿て何を志川沙うんをもうり

かゝる法と人の世乃老ゆ不定なるを知りて法をへるなり
六悟と雨し霧し滴し別るゝ小出せる法師一霧乃
はらはらと紙を開くしるふ哀れ
上の句よみ侍りなり

○立志

新古歌集よ　藤原信良

あくがれの思ひの乃一ゆゑとこの世に沈そしの思まかな

続拾遺集　丹波経長卿

結ぶ乃ゆ世いとかなる我道乃名をも弁の代にとゝむ
世世に沈る一ゆゑ我形ひ見る乃名残りへなるに
ゆく末さ我立ち居人なるへ一海とに中人ゆゑ生

きて志と立るハ奴僕小ひとゝ侍る乃一その志の立る
我最初よりゝゝ

○なかゝの橋

中原康富卿記日記曰応永二年四月二日対馬守俊見飯来御方
被仰云京今所なるゝ乃橋を法ゝなりしゝゝある画を造る
二紙ゝ長人の名乃橋を画ゝそめ紙ゝいまゝ絵なり
ゝゝ名乃一ゝ法ゝ乃ゝ造ゝ我ゝ法ゝ乃ゝ
又ゝ乃ゝ橋ハ世間の橋ゝ我ゝ乃ゝ法ゝ乃ゝ
半ゝ云ゝ乃ゝ法ゝ小ゝ造ゝ乃ゝ出ゝ小ゝ見ゝ乃ゝ我ゝ
より伊勢ゝ時ゝ乃ゝ百年乃内也ゝ乃ゝ乃ゝ法ゝ宗ゝ乃ゝ
我ゝハ新造ゝ乃ゝ奇辞ゝ乃ゝ乃ゝ又ゝ古老ゝ人ゝ枝ゝ乃ゝ

まてうともみの最初の事ともにて挙動の拙なる顔
なる面にうつりて人相ふ立たりとかつり今宵猿楽なるの
能なる男と人相ふ立たれたりともなる凡そうれ橋の事
なの所仙を在所とい命ずかるに不知とかくつるの色合うり
にわをうる橋しなく
万章橋小浜代見殿文沖方ふ貞常親王なる事なる
今ゝ契沖師ゝ事ゝ物ゝ文徳実録ゝ引ていく紀寿子
九月成子朝成度橋津国参言長柄三国両河頃年橋梁
断絶人馬不通請准拙江川笠二隻船以通済渡許ゝ
橋あれい河内ゝ事ゝ引れゝ去柄の橋ゝ事ゝ河ゝ
なゝ事ゝ在ゝ事ゝ

○春姫君の御詩哥

ゝ南ゝ記録ゝ引ゝ事ゝ付

梅ゝ事ゝ引ゝ

梅の花ゝ事ゝ咲ゝ事ゝ咲ゝ事ゝ

月映梅花

春霄深月清雲上

此景有誰滑繪畫

梅蘂遅香玉滿枝

暁風一陣撲鼻吹

開花

花ゝ事ゝ人待ゝ少ゝ事ゝ

万鶴

月ゝ事ゝ花ゝ事ゝ事ゝ山ゝ事ゝ

梅の花ゝ紙ゝ叩ゝ事ゝ新ゝ夢ゝ驚ゝ

せみ

去秋をこそとふらめ月きみのおのづからなれやなほしたん

きりくさ

なきわたる小篠のうれきりくさはいろふかくなりぬるかな

九月十三日

紅葉隨風舞二岡前一　賦詩酌酒不成眠

嬋娟明月中秋外　復賞今宵衆宿天

名所ふるさとの

秋ふかくなりぬるかなこの月の

今日はいとあはれなるかな人々の

御病中に

相ともあるとひかはるるみちをなくなりぬるかな

かくれたるかなしさ

おもかげとなりぬるかな

なほ人の三年忌ふるさとのほとんど死の山の

なくなりぬるかな

なくなりぬるかな

なくなりぬるかな

なくなりぬるかな

なくなりぬるかな

なくなりぬるかな

なくなりぬるかな

なくなりぬるかな

なくなりぬるかな

なくなりぬるかな

示そふまいたる　こうせんふる　光ゆきく
そのおりけも　なかめかりや　秋ふかみかな
なきそらし　秋をすうらに　おもひ祈の
暁かけ寄　なくく千鳥　ちかよりても
わりく袖うれ

返す

なをし人のもとに西うけもかみ法月をくれる紙や物がすらん
西章按ちうに書棲の紙とうふ和文もあるかとの
ちうはすは　姫君八近衛関白信尋公尼むすめ尋子
とまりくとうる兼慶三年四十七歳のとて　西山公
二十七歳
二位中将　小姫〜　百源元年閏十二月二十日宮駒迦の御別荘

少そ年をはをくまふ二十一歳　法光院圓空覺心と戸仏後
に寂文文人と謚まりくをは法生質の義なる法なら
を詩歌さへ　おのを西ひて　東今集世物語をそにお
ほえ八代集源氏物語をよく学たまひとう
まく三歳詩とも晴れ〜なりひるとなりへ在西く
いふ〜　おはさへおてり法〜　法界世のかをみ
を法華経を書なり　西山公物語のをして此ひとにをひ
ていうちをかるをを在西ひる御京小をえりけう
いり法の御中うひいにまりや　御〜御〜
〇ゆうはと
ゆうれを紙源る永人からとをを物へををれ山ひをなる

當丹後守にて百人一首に入るとてうた法師に紀伊の國の
ゆもとにて定家卿の改觀抄に丹後守もゆれ
ありうゝ半ばれと記をなさんとて万葉集の半開作にて次
に文
永第二十二に神祇伯顯仲卿の家集出来してたとく
曉やすゝ海の波乃まに分に衣うちのよゆもたうゝ人
世中良丹後守自謝歌に新拾遺集張紙
大納言通夏
海ゆりのすゝ海の波乃浦松ゆをいふかめ与謝のうゝ風
あの千小與謝の浦小をゝ海波よみ合をれうゝ顯仲
法分と引合せくゝうた丹後守也良ゆるゆゆうゝ
にかゝられき実ゆを當孫好忠に丹後掾なりれ新拾
乃名ゆ紙ゝ作りてん一首を釋に改觀抄に見てゝう
○子安山に八境を影うゝ記
長松新惟翁
みゆ屋に紙いてゝ十ゝ分餘り一ゝ分法のゝ孫
のまゝうに小ゝうをひ尾に乃ゆゝの里人とゝてみてゝ新門
法半乃をむゝ海を屋をめひゝつの紙さゝう海りかを
ゆ新りくゝ紀ほんゝゝの行ゝなかゝゝて記ゝゝ紀ゝの
以孫孫よ海ゝりゆゝう屋くゝゝん人ゝ加ゝく時きゆゝひ小海
ゝう松屋ひゝゝきんの出紀小ゆ世ゝゝ見ゝれゝてゝある
き洞の戸よ海をてゝゆゝゝなよ雲紙ゝるゝゝにゝのゝたひ

らかする岩がよりほくまりてよひくむその月にうそ吹よ
よに聞ゆるにきこれ皆かる耳あらしふもろしこかりし人のまねび
てちょこかまし草の葉ごとねにおりねく八溺にしまねるらす
をかられたあかにはかて竹の柳もひおも乾らむ小やし谷川
の一本橋に雪衣なる心か或ハされ竹の古みちにたちくもらて
仏ひかりしおましいり衣結ひわりいらかれとくの清水と死て
けんも兵にはきハ河く清めりと丹わひゆしうさ梅うえ衣
よ紙お狩る十河より三の流とおちへて静なる菊の行め
清ら衣河うものしちひうも千年の山出衣にうそ小屋人やし
人をいふあり清きハかくるねたうす由居も妙の重ねく八帰
風流里乃霧よ包りし衣をほら鬼の山へ行しにうしも

つり結ふる八川お尾もありしけるその清まして衣まて吹ひき
海へ清る水をわくいおのつらく竹の葉のふにおひ川のさ衣に
くまれ谷のむつのま末世ありしをくるなんも谷川うらハなや
まくて中くら結しおきぬらひあるし

衣の八境を丹波は桑田郡千年山下尾口村（今ハ小口村と并り出雲村の小字田村）の南小河り籠雲洞（千年山中にて）嘯月岩（同上）洗耳泉（同上）愛蓮塘（東光寺の前の池汀境あり）吟雪橋（小口村の中南北に今ハ石橋をかけしたり）賞竹径（今の南町といふ所にあり）嗅梅塢（出雲と小口の間にあり）抱琴園（東光寺の南隣長松翁の隠栖なり定実定明なり宅為佐へて住れり為実為華里為庵地）
長松翁辛後百年に色かまハ今そ清ぐらに知人まれなりと
先考朴翁（定為）と新に元定正なとは伝へおもふて先事を元祈こ
試むしへらまてりはまとし百余年乃後に見れハ風景ありま

志賀から寸白法師をいたれぬ酒をもたせ行の伴を
送ふ所にて作る

○源士朴翁に贈る歌　西山公

我家に源光圀卿曾祖長松軒の書ふる八坂の記とうれしもの
ゆゑ久しく法師にそのことをたづねかりき紙筆にて文
字のはしをかきぬと高ふ感ずる古墳を源君よりたまはる
ひらりてのちうれしく拝しとかりを白髮拔るに日ごろ見れども
かりしふみをもくらふるを酒をうるふひ四つふ年かさり
ぬ今を古墳をたづねかるふるさけんも安下なれ
ばとてかれ和ふの年はてその山ゐの実紙侵す

ゆゑせ山の梅のもとに琵琶園にあらけ初めて源君を酒肴
ふ所にて河爺に法師入てるが庭法師をあるわれ
ゆくすゑ作ふを世翁まるを屋ふ後妙在厳院乃
高ふ見さまを作かとふの三ふ河を酒をうて久しを

ゆゑ山のもとにあふきを花をふ年山
山をあるふ君ふみを白紙

今梅ふれ先を須拾葉集あ川先ゆと法ふ時の
年ふをを作ふ志ふけをてふれひぬ
をへを古人のふ殘会ふるをを句り

○山家乃記　朴翁居士

うぢらの庵しゆつり出てしばらくかたり世の有様
たりてはらう文ふむ和しのつ[illegible]を有て和ふをひてか
有り和を竹の[illegible]をいとめをたれし勝をいとく給はりこ
南窓斎と名付くられたるふ清節先生帰源の図をみ
ればうれしくその上に[illegible]をかけ[illegible]むをひとうに
つきをる和ふ嘯傲のそしかく[illegible]て雲の名をしるす[illegible]
りたるふ詩歌書付る和静南公の筆なり窓乃ほとりか
明窓浄机常視紙墨皆拭拭良自己人生一樂といふ成板
小書うるい言葉をふ[illegible]知の[illegible]なくらふ和歌
琵琶琴なくく都の月笛をいさ[illegible]をりてうもふ
和とするの[illegible]文をこ国奏れをん

ふ[illegible]ものうれしく給はひをみれをすなる絵巻のなををも
ゆをを世新乃さまちをせ山和しにをこれて拾乃あしう
き世の蓬絵をひ白雲を[illegible]月南い山祇の数
こすをこのふりて池のをうをいとふく波浪乃人多ちかをを
て[illegible]ひ[illegible]すをふはを和をむをれの雲あをひをうを
をを[illegible]ひ月[illegible]をのをを一星斗乃に白妙乃ほいちをくを和
をに世を[illegible]をなんを和月代絵を嵐山の城なり古乃
足波乃をを山里をを[illegible]城市れいをかをを
なを成をひ和をを[illegible]をを[illegible]を月ふ世のにをり和を
しを和をを成をすをを和をを和をををを乃ふ
和ををなをを西和を瑞雲の山なを[illegible]をを[illegible]を人を成を

ひさ雨しきて世川行あるとてゆくものいかくつてせ
ばうねわ行のそゝみうゝ紙ゐて世れ自友の風秋
を月ふ多い雪にゝ行をゝ山乃時をゝ市ゝ市ぬすゝ紙
ゐゝを世ゝこ行ゝの行ふ持翠ゝ家紙ゝけゝ茶室紙かま
そゝ奥をゝくゝふ湯乃ゝ雨ゝ者いゝゝゝすゝ者ゝゝゝ
不ふねの世ゝ去ゝ雨ゝひ本すゝの悔ゝ似ゝ行ゝもねゝひ
の年ふ友ゝひ世ゝもゝゝ行ゝゝゝゝゝゝゝ尾世里
はゝゝゝ雨のゝゝゝつゝふたゝいゝゝゝすゝ雨の雨乃ゝれ
世ゝ乃ゝゝゝ風紙ゝゝゝ世ゝゝゝゝゝゝゝ世里は
行ゝゝ乃ゝ時ゝゝ世ゝゝゝゝゝゝゝ世ゝゝ
ゝふゝのふゝゝゝれゝゝのゝゝ傾ゝゝゝゝゝゝゝゝ雨

ふゝゝゝ世ふ人ゝゝゝゝゝ世ゝゝゝゝゝれゝゝゝゝ
川ふ多ゝゝゝゝゝゝゝ今ゝゝゝゝゝゝれゝ贄ゝゝゝゝ
ゝゝ乃波ゝ世ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
世ふ行ゝゝ月ゝゝゝゝゝゝ屋ゝ久紙ゝゝゝゝゝ人ゝ雨
ゝゝゝ生れゝ時ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

是ハ谷のひゞき嘯の声をうつせし洞のむかしもきゝつけまし
えそしらぬ雲のうへうへ川高き耳あるひとはひらん影もなし
世南おしく法あり池乃塘萱ちられとちらすたなひは
竹のこみち今ハ民の家たちならぬ宮居なりむの橋の跡も
なかりけり面影しのはるゝ楠のえたを振りおもひて営もなく
いりやらすかくれかの世をかりむかへハ元禄のはしめの年なれ
ハ百と余に十と世経られ七徳字やうまとふかん山人さりて
暁の猿のなきしやといひてんもおもひかね国乃名をしるす世
なかりしかきしや御忌日 十二月とかなにかなす琴後志て
法楽よきかな今はれハ流々の子孫ハ門弟その和歌いふ
身洩も只縁あるへきかりしこ流もなほ常にけし家かも結ひれて

子安坊山人のゆかりをとひし縁起
おく様とそしけこまいふ人志るす
とをいふもし日かなのやうに風雅をもてあそひ智瑞
太郎家に世乃ありしとよみし古流の詩を作りなむ流の
名流なるものしを以関うり雅海上人なりとそれしもん文匠
よ詠てその駒大をたゆぬあつひそ老仙の田井小根
芹を摘み泥乃浅らに到りしを拾ひ志けお本流よく居ひ
をかり清よ流よ竿没なけそしハ世々寺とふかひて禅
門詩商量とはなし受太子乃峯をまちて青葉乃議論は
ゆくひおかりよきむの山をそれとありしとかり浅ちのあひ
身ふかゝくたくふ人あらし心ありてかえりつゝひかりは

きりて作子を雲水とかくかしこみやうに若と用ゐく杓
なん年代はいまだ詳ならず貞享元のとし卯月二日の秋源太郎
祈きめたまふ代をうけたまはりぬ
為京極殿ものもいひ先考六十衆の作をそなへ河都
八右京亮定明法雲院宗慶居士後妙荘厳院の為に仏
足宮貞清親王ならび雲行子い邦田氏京師の能書ふて作り
静斎ゆゑ久我芳中納言通名卿也瑞岩ハ禅宗足窓
見介二代の和尚ゆゑ先考ハ法なり子也川ハ丹波村
池尻村の西をなりかく川也俗ふ大川とも大井川ともいひ
明智日向守光秀ハ為れくもちひり先生ハ集ふ陶靖
節ふ集也東光禅師ハ現在ならず浄界庵ハ東光十世

大中和尚（祖渓大和尚の次男）寿年に源庵の語りハ法ハ仏ハ
なく庵を彼を作り智徐法語を今作るなり聖海の名
ゆゑ先年ハ法ものゆゑ仲ハ村ゆゑ文ハを出雲の法なり
ふゆゑ智訳和尚ものゆゑ法なり愛宕子山白雲ハ
天台宗なり　そもそも先考ハ山仏ふく法閑の福をなく
ふ年十八年行て元禄十六年　七月二十日七十六衆に
なて別ゆゑ為ひぬ法号ハ長徳院眞門一傳居士尾ハ
村の内年寺の上先山ゆゑ葬る渋江とゆいて近墓ハ
為仏の水ふをへ作りぬ

○寛政康

拾遺集
神仏　月なくれ　ぬし　為先祖のうゑ　ふ　ふ　麻　を　なく也

○八重たつら

新古今集に八重さくらを折て人のたつねけれ

道命法師

白雲の立田の山にたなびくは花の八重にかをるなるべし

内大臣に侍りける時宮山花さかりなる心をよみ侍りける

京極前関白大政大臣

たつね来ぬ人のかをりにまがへてぞ山の風にはたちまとはしける

契沖師いはく雲のたなびくは山に八重桜ちるなるべし

いにしへ今を打まかせてよむ歌にはかくのごとくなるべし

ものにかりて実事にすなはちいふなり撰者もかくの

ごとくひらきたりしにかはるべし

○源氏乃源君子

玉海第實公日記 治承四年八月四日云大炊頭業真人語曰

源氏源君子算道命朝勅文奇改平安宮中有所見貞観

之比依大極殿炎上遷都之由謳歌源君子聞之云

桓武聖主鑒洛地久可為帝都故新殿造営給也 主記文本今略之

○ものがたり

契沖師いはく俊成卿の所に

さかまたいたる雨雲かたのそなたにあるなれ

万葉集に以と為と遠と於とをかよる事なし

て以為と法と遠と於とをかよる後世いにしへをかよれと

今按遠と薩とをかよるもをかしかるべし

小松もちかの年始のかゝりに中沽乃先達ふ沽味かうしの名に侍るつゝひらゐ記てをけとかくかゝれり四聲詩を紀まゝ
ぬ人の詩歌紀もるゝ　　山内中左の歌小屏九面沽味
あるゝ記ゝ

○賀儀　宴碁朝臣の作なり

七十賀　中流儀

當日年明紫宋殿東面其儀懸簾於四面剪南簾西第
一間立四季屏風二帖浦方葉端一帖為主人座之西置
剪小簾下浦方葉端二帖東西東折同端一帖南北乃公卿
座東面簾巻之
剪限主人出座　寒南簾東間巻息公卿寒巻　次公卿着座南面西上　次居主人

膳息公卿候膳　庚子殿上人役送　次居汁物追物等　次酒盞銚子　次主人之酌之後
涪膳後座　次居公卿着物　次一献大臣以下献宴動宣六位以下宴親子
凡納言亦如此役先例不分明如大臣家大饗別初献主人
也今日主人動盃后役宣又如賀茂祭近衛使出之役例初
献殿上以下二献地下公卿也今日未令公卿皆宴宴而不垣
下又后役考四例天治二年侍賢門院叅座九ケ夜皆垣
大夫動初献盃見花園左大臣記
次二献殿上以下動盃　次三献息公卿初盃殿上六位以下取銚子　次殿上人着公卿座末
次諸大夫置管絃具　次地下召人着簀子座先曼浦管固座
次呂双調調子次春庭樂只拍子　次朗詠東岸西岸柳　次鳥破樂拍子
次同急　次律平調調子次萬歳樂樂拍子　次朗詠志辰令月

次三臺鹽竈

今日欲拍淮久安富家淳岡七十賀儀件時催弓樂也

其曲調斷絶仍以朗詠代之

次諸大夫立文臺侍筥蓋次諸大夫浦讀師汉下座昔日座

次諸大夫墨不糸之人和哥次在座以卿以下名墨和哥

次息殿上人起座着主人座下賜和歌置文臺上　次讀師

着座　次講師発座　次講頌人〻着座　次講和歌　次名

起座以下箱物先　次主人起座入簾中息以卿褰簾如先

屏風

高五尺月次倭絵裏形薄蘇芳遠菱文緑赤地錦依類聚雜

要抄調ヘ建仁依延喜例用四帖和歌色紙形

鳩杖有和歌建仁家長日記云和歌錦杖袋其日後京極摂政

記云選竹形和哥書竹葉同日之記甚有相違仍為家卿自

筆記亦載書竹之由仍用後京極説

主人饗

赤木机一脚建仁例也広二尺五寸弘一尺五寸高一寸五分面松重二重織物

綾代組蘇芳濃薄二筋　組末総角有玉藻

心葉松已上大概摸久安例　打敷松重如机面長四尺八寸弘二尺七寸二幅

飯埦一口様器　汁物二坏蛇汁実咸別坏　窪坏二口海月光海鼠

小窪坏二口酢鹽干物二口鯉鱁鯛　生物二坏

菓子二坏梨子柳　箸匕有臺鴻洲濱形恒例机饗箸墨用土器准久安例作鶴

追物二坏雑足雫餘子焼　酒盞一口折敷三枚様器書蝶鳥

浪片口銚子一口 札卿用銚子又久安例也

公卿着物 衛重人別一合高七寸余 生物二坏 鯛生鳥 干物二坏

奠條 焼物 小窪器二口 酢鹽 箸 臺土器 酒盞一口 用深草例平四

折敷一枚 様器 瓶子一口 様器

諸役事

饗筵事

陪膳 前源中納言通躬 同通清

役送 左近中将定基

公卿着物 訣方丈 前美濃守仲義 薩摩守源盛清

初献勧盃 前美濃守仲義 瓶子薩摩守源盛清 二献勧盃 定基

瓶子 仲義 三献勧盃 通躬 瓶子 侍従雅季

歌遊 笙 前大納言基量卿 定基 篳篥 通清

地下五人 前肥後守与秀宿禰 笛前伯耆守 近衛笛左近将監近任 笙

朋部東岸西岸 初反 初句 基量卿 部々

第二句 通躬部々 第三句 定基部之

第二反 初句 定基 第二句 基量卿 第三句

通躬 篳篥 通清 笙 近任 笛 高秀

嘉辰令月 三反 初反 通躬 第二反 基量卿 第

三反 定基 篳篥 如先 笙 近任 笛 近家

五人座着侍敷之

披講 文臺 仲義 円座 仲義盛清替役之

置不参人和歌 仲義 置主人和歌 定基

在座公卿　前大納言基量卿　前大納言實業卿　前中
納言通躬

讀師　實業卿　講頌　通躬　通清　講和哥ノ儀

殿上人　二反　公卿　三反　主人和歌　五反

人々装束　主人　直衣 白単衣　基量卿　直衣　實業卿　直衣

通躬　直衣紅単衣 狩袴　定基　直衣紅綾打衣出之 紅単衣下括腰白　通清　衣冠 紅単衣

諸大夫　各衣冠 単衣　地下ノ召人　各布衣

懐紙和歌
寄歳祝　通誠

寿亀の齢に契る萬代のためしとそおもふけふのはしめに

熈定

七十のよはひを千世のはしめとそ松のことのはも春もおほせし

通茂

たくひなき今日のまとゐの千代まてに萬代ともにかさねん

基時

ゆたかにさかえむ和哥の浦波をあへきよきひの数ならはや

基量

はるかなる齢をちきる松のちとせのかすそへてらん

実業

千世をへていく七十の春をかさねんまつのけなけひく松をためしに

通躬

代々の道のことの葉のくにまもるへきいく春

永福

ゆく春を宿のかをるん七十やとせ世のうきをふりて

惟庸

七十はかをるうきをて今年より千世はゆくえはやなりき

基長

世の春をかをるうきを七十のとせをためにはるをふる

宗基

春は春はかをるうきを八十あまり百とせ千代もかをるん

通清

幼来をゆるぬ仏ゆるすへきよりひいゆく世七そちあまり

浦通

七十は春はかをるうきをやよ千世万代も宿るはるん

おのづからうきを千年の春を和歌は浦よりあふぎてをかへん

輝光

七十の春をかをるうきをは千世ふるく宿の春ハはなせ

実岑

七十は波のうきをうきをうきをうきをうきをうきをうん

雅季

屏風和歌

正月沢辺の若菜

実業

春はいまは仏を賢人の沢水をうきをひいく揚の若菜うん

二月梅の花

通躬

梅のかをるうきをいくらの世をうきをうきをうきをあを

二月ちゝはゝそとの梅

なつかしき紀貫之いつ面影をまたかへりこし　実法

四月蘆の葉の色深緑時鳴ほとゝぎす　通誠

今日とかふ沼蘆乃あやめひかふ武代けてちゝ言かゝへ山郭公

六月橘の咲しる花月もゝ　通清

能乃香ゝ袖世ふりぬるゝ月やうゝん　定基

六月八月ちゝはゝひとゝ花

おいの浪ちゝ世ふかふ世秋河名ゝ世の秋波ゝ　通誠

七月酒ちゝ萩落かゝる花　実法

七十の秋とは一ゝ紅ゝ世をかくしてみめ萩もちゝ紅も

八月海色に一の波ゝふ花落るかりもあり　定基

かゝれゝむ波波の袖ひきくらうゝんゝや秋ゝ広ゝ

九月山の紅葉に夕日出しる花　通清

夕日新ちゝふ紅葉い波ゝ山ゝ波ゝ花ゝ波ゝ

十月八月の芦色ふ波のむれわる花　通誠

浪ちゝ波ゝ一ゝ色ゝ世の日ゝ色のゝ世ふ波ゝ

十月寄時ちゝ花　実業

かゝり火ゝ波ゝ波ゝ世ふ月ゝ波ゝ波ゝ波ゝ波ゝ人

十二月雪ゝ波ゝ早梅咲しる花　通躬

雪ふ月ゝ波ゝ波ゝ波ゝ窟ゝ梅ゝ波ゝ波ゝ波ゝ波ゝ

色紙形　不書作者　前大納言實業卿書之

扶和歌　通躬詠　前大納言基時卿書之

此杖をいとひはらうもうるさくて此の内に杖なんかなし
翌日答礼及ぶ同杖号給 阿爺許返奇
とゝかくと云のうちに杖なれたはるゝ世に公武分れん
書短冊結付件杖返校通新
為京極殿に慈親生涯の歌と賀する事公武ともに
用ひ給ふ古き紙式は今に用ひかゝる記事も有ぬ
尼一衣の次第いちかく南府の俗なれ武家と賀詞ま
うけ給ふ衣冠を袴肩衣かゝ奇怪に能の謡小うた
校淫いとみ給ひてもゆうかんまに大旅城給ひて云〜

○遊女妙

明月記建仁三年六月十三日御案記雨降時巳時参と

御向殿小時還御抱女若宮神殿の妙を〜て顛仆
今梅ゆもハ西行く縁参り〜抜安り新古今に
も妙とよむ〜

○将棋

囲碁雙六ゆるくうつ物ふもとゝれく物碁ハ仏門法
ようとゝふ事成ゆゝ以囲記正年十二月十日宇治御堂記其傳
置囲碁雙六将棋等盤とゝ後日小泉先祖実氏云く台記
小大将碁〜以物みえうを文ふゝく 康治元年九月十
二日参新院於御前與師仲朝臣指大将碁余負

○彰考館

明暦年中武州小石川の邸中に建なまして彰考

館三字の額いとかうつ　西山公直筆なりこれ文字を
左傳序より彰往考來といふより言とたゞふとを額のかゝりに

史館警

一會館者可辰半入
　未刻退
一書策謹不可汚壞
　紛失之
一賢談諍論宜最戒
　之
一論文考事各當竭
　力若有他所駁則
　虛心議之勿執獨
　見
一在席勿怠惰放肆

あれ欽ひして神武天皇より後小松帝迄の系統なり
し公武法皇の列位と史漢の體に擬せ[illegible]ふ中に
神功皇后と后妃位に大友皇子弘文帝紀に載せ三種神
器の去所よりかゝりしるして南朝正統ならん
西山公乃御決斷なりけるし彼の法儒らはなほ議論
ありて御親ら筆を執たる事とかもこれ計
基しかりしてよ方附後世見れと非に[illegible]いへ
ども大義のかゝる所はいかんとも[illegible]しとて他の議論

紙用ひて額いそ此館乃觀也まる額の形北中に彰考館と
いふ字体ゑりたる印紙押より

○彰考別館紅葉花宴詩歌の序

藤原秀実

吾相公みより北岡より池に入所のついて此館に入て世の中に
非無月中の九日なり人々格勤の有さま彼是それぞれしかつ
を稀さら以色深く染さらぬ紅葉にあるらむ都にも
新端の楓もあはれにして見るにさけるゝまの花よりもまさる
弁ふかまに夕附日ゆくへうつらさし添くあさやかに絶しき段
てらきは出てゆるゝ小紅くおもしろしてや打ちとしめふとみえて
まいらせんと歌ひて四七の玉款あり物の名ありける袂の衫浴と

して光をかくしめ紅葉の色かくれとも松しては一葉と散り光
こゝのこゝろ小さきふく錦人々にくらへも王小唐も庶ども猶の色を
見ひをもへ作る辺まよし紅葉はをいあなる龍田川の流さ紅葉れ
もひ流るは呉江の霜を待くし秋くの風情をあらはしける
作をとけ給ゆ作る為実まことにさんみしかくて紅葉流々
紅くして作しよおりひよるふしも作しねとひまにゆるし
はてんの手しこ兩り小まへもして和歌おりしかやひと川流るゝ
松しく紙そのまゝ一葉の都に立ちゆとたまひねなんこなるに
主なりさこの紅葉しておりその流を汲あかくしそらん給ふ

万代に伝へて后しせともみちら紅葉の
紅葉もちらんあかね新紫むかわせ

按ずるに、これハ貞享四年　西山公（徳川光圀）御宰相　御上洛の節、
ゆかりの地〳〵彰考別録に、水戸城内小かま人うれて礼儀
類典御編集の場なり。家光茶屋秀尉を以て總蔵かくし置
○西山公江戸へ越り色浴を送つる和歌并序
藤原為実

我中なこんの遊れ上九月はかりにて西山にまつらふ
御ゆかりの後〳〵ゆえて武城ふかくて出立の八月廿七日
ならふ末の八日まなん山ゆふ河をこゆる人〳〵さゝ分なく
方の東をこゆる雲をもてもゆる御ゆかりの江戸より
御ゆかりひ思いかりてゆえの御名残をしみ申ひ忍ぶ
てやはりを花ゆえ御ゆる人かりにけりとゆえ人なも
かへりてゆえおほゆるを分りひ御道〳〵江戸のゆかりを
ゆえの思ひ人〳〵の御ゆかりをもかなん思ひ腰
ゆえ江戸御ゆかりを御中村顧言御ゆかり馬江戸ひ
かへりてゆえ御ゆかりを
ゆえひ永たかを御ゆえ家紀よ御ゆかりひ江
御池乃雪雲言ゆを立〳〵し
むさしゆえ江戸ゆかりを御ゆかりを松杉
まゆかんいゆを君ゆを思ひ
御ゆかりの花乃梢雲いかゝ〳〵
君江まゆかりを雲御ゆ星
ゆかりの御ゆ雲ゆを

いとやかなるひとくさ木のかをり
一ときはなれいとのふうぜのまもなく秋を
道さちの海さけ神をうけをや
按ずるに元禄七年は書幕府　憲廟　はるかにをんなりたな
ずかて西山より江戸小石川の邸へよりたまふ

○彰考別館の記

藤原為章

あか君封域のまつりごとに沙汰をとりひろげて仁刑あ
なかりしまつりごとを古よりもまさるなるべかめる民よりこ
しまれるうるおへとゆきてなのたまふ筑波山の風を枝
ぶりなるは那珂の湊浪なれるまの行いつ海の武備

文事をもさきとなすこゝをもふなるに本邦の史
籍くりかへしてて古人の履歴をたれかもとうれ
ゝみる海ひて武州小石川の藩邸小彰考館をふ武備
て四方の儒生をあつめ神武よりけめ後小松院よ
いまる海くに紀列伝をひなをふるほどをしよやふ
海さ大文の五事をも年にすぎうもて四くに武ほんるた
ほくかの録年ものもあるひ神ゝとの舊記のうち四方
ゆうの延儀をいつ海くの恒例と沙汰祈ゆう玉葉巻
乃陪附と類聚せられ物たるふそれを沙汰彰考別館ゝなれ
ゝて水戸城内かまつれうの總裁の某右衛府教示為実氏まる
かもをひて貞享丙寅の秋ゝ編纂氏ゝとうる書月あれをを異

糸舘はじめから總裁一人考勘十六人書寫二十八人校合十人
出納四人檢察三人隔日ごとに交代して未の刻より
とくに書籍を伝洞院実豊卿に群卿批評をうけ
きめんのために四方拍手樂胡笳三節舞胡蝶の音大
響をなす類聚して今出川の内府公親公ひとりきこえは
せたまふ　君侯はじめうち武林に生れ出たまひ有識の道に
ちうしくしくきてて事うけんと播紳はうかがひ
ちりふるまふ礼例ふかせ給ふ　いとかたはの事業
はなはだしくらまたは四記のまことにまことせく公事一今とを尾
をうひて採摘し新類たるふとかく編集せられ給ふ威
貴したまふ事あるあらん胡廷はうなる世のうを教授の書

たまふ海をいかに公武地をうへかりたくはうたる川
まの奥ふてはりひたりをあるとなくをはるふ
かくもおくまるを伝洞殿威ふて禮儀類典
と題号ふたりうの書員ふりまてる撰来祕記新儀式後
代見院汗記深心院関白記後深心院関白記後一下はも
まる友房ふ記をふ記録を先一伝をせふ和をかくの
ふ記秘書抜記をふの一鉢ふかの内をふかの史伝のはは
しうちうの事おこりて京師四条ふたりはまの名山霊區
乃おくあるくはをふ寿ひてまうの年はをてをむる
きくみち牛をあせるはうふんはうはうはの乃章ひて
和のうりにをうはうはれうかりはうふあるるの四記とん

ゆてはゆくゆくしく成今八日ゆくたるおくれ半ばに
まのゆくゆくに熟読しゆくるかのいるも明かわかた
おわくゆくるいかへの人さよ為ふこゆるかるゆくるそう
いふ事成わりひいくゆくゆくうこれをうれはく

○隠士園女宗好

京分の白川小ゆりゆくゆくゆくる歌
乃うれきくゆくゆくの白川を浮世小ゆくゆく秋風ゆくゆく
宗好ゆくゆく履歴ゆくゆくあはせてゆくゆくて浪半わたゆくゆく
ゆくゆくまへゆくゆくゆく道記小寛永十四丁丑十月日浪庵新
宗好ゆくゆくあるゆく

○樹下

日野亜相広資卿中院亜相通茂卿武家伝奏ゆく毎年歳
首の教使ゆくゆく泳生のゆくゆく江戸へゆくゆくゆくて　大樹幕下
おゆくゆく御ゆく家　尾張侯紀伊侯　水戸侯　の藩邸へひゆくゆくゆくいつゆくゆく
ゆくゆくゆくゆくゆくゆく小石川邸のゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
ゆく時　西山公　于時宰相　乃御部

樹下の新成あゆくゆくゆくゆくゆくゆく雲ゆくゆく人
女卿の奇ゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
ゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく
人ゆくゆくの年ゆくゆくゆくる教使ゆくゆく秋の末ゆくゆく通茂ゆく江戸へ
下ゆくゆくゆく時　西山公ゆくゆく菊ゆくゆくゆくゆくゆくゆくゆく謝ゆくゆく
ゆくゆく

手折ける山もゆるぎなき姫ゆかりの岩城なりけり

古歌

[illegible]

○郡島

中院内府通茂公（于時前大納言）いとまなるゆゑにてうちうちにて西山公（于時宰相）より南田川の郡島（そこ）にて舟

筏にて[illegible]内府行くれの名所に金堀にて花紅葉の

形をきはめ[illegible]

[illegible]川波[illegible]

古歌

四ひきの[illegible]

[illegible]

[illegible] 西山公中納言[illegible]内府[illegible]

[illegible]

[illegible]

今按おの山歌歌[illegible]

[illegible]

○金石社歌

奥州岩城七城の内筑左京亮義概[illegible]

て藩邸へ[illegible]

帰[illegible]村松山日高寺（水戸社領）[illegible]

[illegible]

と半ばを過ぎ流れ出づるを待て後
西山公九州流れ入り給ひしかばその侍ふ人々
ちりぢりに成りて世の中の乱れとも成るべきの示しなり
○元禄十一年
元禄二年西山へ御隠居の時水戸やぶんの御人を行きもふ
ひ給ふ事なりしに新田一人召出されたりみの清右衛
門なりお中に城田宗内一之のぬしの家
なるかふを思ひたちて召出されたり新の弓術の師
匠
此度
此度御名代を示し給ふ者の浪人召抱へ世をもちくねと
打ち雨ふり降りなる御禁の内より送の人々ふむひて
立ちれ又遣はしたる雲ひまなく雨をふみくたくよ
或人の曰く右二条の出所を元禄七年の表ね家家へ
御対面ある為西山より江戸へ出でる白河ひく御帰
出の時乃ち詠ずるとぞ伝へぬ
○禮儀類典序
在昔
神祖
聖宗之建邦也惟敬以事天凡百臣工之奉君也惟恰以
弼治上下勤恤庶遺而其畏保勵翼同寅協恭之實
積而溢表流融顕著遂將形而為視瞻容色之則動
而為進退揖揚之度飾以為弁裳珮纓之章列以為

觴至醴羞之數宮廬車旂之制而以之格鬼神而紀
人類以之施
王朝而推洲邦而家而卿位置等品纖悉曲折整然不可
毫爽焉蓋仰而思其隆也可想邪僻不設懲戒不萌
胥以儀立矩範規矩之中則民志厥何以不定君綱厥
何以不張尊卑辨而天地位矣貴賤差而陰陽理矣此
道也昉乎玄古漸乎中葉
大寶
延喜之間彬彬其備文之密殆軼姬周用以建大中植有極而
聲
皇圖千億萬斯年使羲軒迄漢唐不能儔皆猗歟盛哉
維我先人夙披往史思求古今君臣事蹟逮讀典故諸
籍則有以睹夫禮教之用其切若斯矣私以諸公卿大
夫士諳練其事能續源氏記藤氏抄江氏次第以叙述
見聞者前後數十百家所載造周隆殺瑣儀末節旁及
倫命砕令書疏議論為至周備參而取之皆足以資
例徵而代殊人異彼詳此畧未聞有良為一大成典可
憾也乃多方請借募致就所獲以造編書則標原名
文則仍舊簡芟其蕃汰其冗引歸其類綜以恒例臨
時總之五百一十卷附圖三卷二十易秋春成雖僭越之不揣
而編摩之稍力矣往嘗憑右大臣藤原公規奏
進

大上皇以撰次
稱
旨特出秘閣書若干帙昴俾增緝先人之生其榮也不肖
孤綱條不克抗揚成業苟藏之久適
値
大將軍幕下勵政餘暇留
心典章
命而訪求之懼感仍發不知所厝謹以繕寫
呈
上先人之殘其榮也而茲編光賁因以騰軒曜曜幾與古
律令格式並行搢紳子弟就採一二肆于綿蕞試于
廟廷俾之小補
祖
宗之不憲而側陋
邦家之休治焉則先人之所以恪
奉於
上者賴而盡矣榮其躬也哉
寶永七年庚寅八月
權中納言從三位源朝臣綱條謹序

○處士維楨

京城門出水邊とりて所よりしら儒士かり伊藤氏小て原佐
と称し仁齋と号しきりつきりて古学にもりり

博く学ひきう宋儒理学風をきゝひて世に論沢孟子よ
りて此をもはこれひ人をも紙人へるるの紙を童子問 三巻
ふみをうう世の沢世字義中庸發揮論語孟子古義なと
いふ書紙つくりて学子ふ伊藤原蔵長胤ゝ世るる者ゝ学子
伊藤原蔵長胤ゝ世るる物ゝ乃をるを思ふあくうは志ふ
さに為章い学子の教ふいあゝさうしかも思一年生の
講説と学人品をも知るうり拘やりゝうふ愛相ゝく謙退ゆゝ
くゆるゝに君子とゝかゝ知ゝ風ゝの人なるへゝかゝわゝくゆゝさ
也ゝと程朱の学風紙きゝひてみゆゝうの見識と立たれた世の
人ふくれゝものにおりひるるすゝうう欲学ふ世ゝうゝかも折
ふゆゆを無ゝうりていふまゝるる方紙信ゝ汁紙

菊の花をみく

秋を白く清ひふ紅葉ゆゆ初ゝと新ふ花ゝく庭ゝ世ゝ菊

影ゝうす

ゝうゝゝうゝおゝゝあゝゝ紙ゝうゝも下ゝゝゝなる人紙みる白く

人ゝうゝかゝうゝうゝもせゝ月を日も宮ふゝゝうゝなゝ世ふ

述懐

我此世ふゆるかゝ小松ゝゝ世をかゝゝるゝうゝも人のゝるゝん

父の三年ゝゝ喪のゝゝゝゝゝゝゝゝ

三年ゝゝ宴ゝゝゝゝゝ涙ゝ世ゝゝゝゝゝゝゝ

前庭紙ゝゝゝゝゝゝゝゝ

風ゝゝ竹のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

七夕

ちゝはゝの誰もいひおきたれるこゝろばへの定まれる
月日なりけり
代々を経て源一人の新たまふる秋を秋長夜乃月
戒慎恐懼乃宮代
ゆひそれと世界共ゝ行ふ分代ちなんて道とちるわを

○續千載集の所

法皇御製

いとゝ民安れといふゝれ我分世ゝ乃君ハ絶ハ
唐代徳宗を始初清明其約事を恍惚於先王をなり
いにしへ乃人ゝも世代嗣ゝ乃動ふ術ゝ世乃ちゝ
所ゝく世下のあゝうひもゝ紀のなるゝ後ゝを色
にわをも酒小ふゝり古本代このゝ万年我まゝなり
て舊老諫爭ハ人といゝきゝひ新進使後の人代ゝ
ゝを酒ゝゝ政事ゝゝられて法ハれ仏ゝわを民
廣ゝゝて世の中ゝ屋ゝるゝ後ゝりゆく事ゝ
ゝゝゝたゝれて わゝ所世ゝ乃所始初ゝゝ
たまふ

文政十二庚寅年六月十日於益城郡矢部荘
目麻留村奥御嶽山年籠之

中村直道

年山紀聞　第六

目録

いろは
あさな
長歌短歌
麻大屋
易然集　後詠
おこさ川物語り
玉ぢ川
子ゝ坊山
藤房卿法ゝ
後頼卿法ゝ手法
賢をもとむ
あさかほ
おりひ草
六節乃ゝ見
初ゝゝの遊
修学寺八京
天地乃始終
端午のかはなゝ

八朔　尾花のかゝ
ゑ
二葡萄　七枝刀
枕政
秋さう衣
本所の侍
水無月稜
本朝世記
舎人親王
心葉
夏汀寫

ひさご
久木
天狗
新教撰集
花生子　侍生子
茶
き毋
五百代小田
七夕の
ゑ乃仲漏
長松軒侍

圓珠庵契沖行實

年山紀聞　第六

○いろは

台記久安六年閏十二月記云今日今麻呂参御祈願

数書以呂波

今按台記ハ字治左府藤長谷日記なり久安ハ長承流

の年号今麻呂ハ藤原の四息なり意ずの時いろはと

ものよりくらべ出て作り給ふ

はの正字伝来なり

以呉漢同音呂同上波同上仁呉音畧保呉音へ訓くあり変ずる民止和訓知呉漢同音

利同上奴呉音留同上遠呉音畧和呉音加呉漢同音与同上太漢音略礼同

曽同川和訓祢呉漢同略奈呉音略良同上武呉音宇呉漢同為同上

乃（呉音那・奈・ナイ通用）　於（呉音）　久（日）　也（呉漢日）　末（呉音暑）　計（呉音）　不（呉漢日）

已（呉音）　江（和訓）　天（呉漢日略）　安（呉漢日暑）　き（呉漢日）　毛（呉漢日）　由（呉音）　女（和訓）

阿（呉音）　え（呉漢日）　恵（呉音）　比（呉漢日）　毛（呉音日）　世（呉音）　寸（呉音略）

此四十七字みな漢音呉音はなはだ和訓をしたがへり

ありやうをもてとなへたる前日本紀古事記小説などにて

ちゝ音仮用ひられたるとも苫（トマ）の略述（トア）の略津（ツ）の類の

字は和訓なる仮名なる人を世新ひらがなに

へ（ホツ）ちも又梵字なれ人ともなれ或は文字のへとなれとも通の

字なれへ（ヘツ）仮名なるとも法くいはもはらんり乃字を

利の旁とをとる為なをおりへい文を遷られへ仮用ひらを

為ちも和訓なるし万葉写に多く文遍の一字をへとよむ

而て月ひらもてう所仮名通用也　きふもあら

し　川の字は下に見てう漢字のうちにおよび

ふとも文字有為ゆゑ　ゆやはつれ　ゆくは

梵字胡字所宗陀字の類なり　神道家に神代の文字と

て霊符乃字れやうなる仮神　ゆもと字類　かれ後の

人のもてあそぶる人日本紀等の史ゆ今の国家に歩く

漢字仮用ひしの初教なるもとくもおほつあさ

事なり　公雲立なるの神詠なるけ史神武帝製なるいと

なて伝へられしなるゆや

万葉集巻十八家持の出歌よ安我末川君我（アカマツキミカ）我君也　續日本後紀

巻十文演なり上表に中臣宿禰多天麻呂（マロ）流

[illegible]也　[illegible]

[illegible]

色葉雜（イロハ　ニホヘト）

十秋相聞のうた

[illegible]

いろはかなの字のそひたるい言わとつかき

とうの歌をつかはすり　十二集うも　歌海雜

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

漢字の濁点を書くの出所は仏会人親王以下は

[illegible]

[illegible]

後家抄卿乃[illegible]

[illegible]

義訓[illegible]

[illegible]

小鶴鴨訓を假名半分半[illegible]

[illegible]

以[illegible]

四十七字は[illegible]

和訓うらの中〳〵に古言のうるはしきことあり
ゆめて古風を存ず
雖不作之正字作字と空海師いふを実也や何わも
物なる文字なるべし　たゞ物なるべしと雖日本紀日本紀纂疏か
云ふ流ハ一向不信用べしかるべし　空海ハ悉曇の音字也通
し又結書といひ方智英後ろひいろは歌をもまた仏法の
智ひきなれいたの作といふも是かゝれ説なる歟
片假名ハ吉備の真備の作ともこれ又吉きものとも云
なり　空海拾遺に振假天空の中間のみなるの字十二か
さ南山師曾たる南ちれるもハ孫このもはこれもちのこれ
こちらくよみなおりとふ物語を載られる給ふよいつ
中ほとを振假の中はうるの前と前ろ〳〵知さたるなり〳〵古

倭仮名在唐二十六年の間に空海帰朝の時に礼楽備るも智ひ
帰りもひ大内裏の下七の制度を始て　朝廷の号数を以て
ろ社の器ちれ漢字紙略して片假名ほとん半これ又を
かるぬ読ろ〳〵　今ハいはの宮殿と空海師ちいろ〳〵
中まくの音ハいたりろの前ろ三韓の人ま廣人ま渡ま
来りこれの人を中ろ入唐したるハ中の月ろ智ひ中へ行
し私ま貞今麻呂かれるハ岩波の宮殿ハ中ろ古風を
法〳〵原ろうて宮殿ろうまたる宮殿ハ中ひ中ろ〳〵

○後頼和尚法師
西山公の中ま〳〵後頼ろ
ろ法師の西門しやう

ろんを第九十六番所合あり

右

貴之

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右

輔昭

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大抵かくのごとくの清濁ともに今世
はいろはの假名にあはせり簡後の例にて五十文字の女歌う
哥作りぬ右の歌合時中ふて拾ひうたふ

わ 今の 者 た 今の 英 み 今の 世 き 今の 乃 い 今の

奈 な 今の 川 つ 今の 寸 す 今の 堂 と 今れ 与 よ 今れ

さ 今の 中 ゆ 今の め 今れ 利 り 今の 己 こ 今の

あ 今れ 可 う 今の 乃 ろ 今の 天 あれ 安 やれ 今の 美 前れ文字の やれし

と 今の 久 く 今れ 計 ひ 今の 毛 そ 今の け 今れ

お 今の 波 は 今の 耳 ま 今の 曽 な 今の 根 ね 今の

ほのぼのとうち歌の
やれしぶくい今れ
ぶし

ち 今の 奴 ぬ 今れ 留 る 今の 遠 を 今れ 和 わ 今の

ぶ七字八今の
やれしぶくし

し 今の 可 う 今の 与 よ 今の 太 た 今の 連 れ 今の

ぶへ小七字紙
ぶくなし

ゑ 今の 比 ひ 今の 毛 も 今の 世 せ 今の 須 す 今の

ぶあい
字れ字

ゑ 今の 万葉集ゑも用ひしう
今の世ゑこのやれしえこれ

源氏物語の中に紅梅の花にうぐいすの鳴てとまりて中君某に
をとりて書かせ給へり　又云　紅梅半ばうちかたむきたる
さかりこそ　なつかしけれ　紫式部の作の中の歌合
半さ海のうち　又古風なる紅梅　某に　又
古歌　かして　今の服のくいちとよりこまかる紅梅
紅梅に世古事部に黄しかたなりて大なる後世の俗
歌に出たる物を宣賞に　黄ばみ
後の人の字　なくなとあやまりて　紅梅
○字
第歌集考十六云有大舎人土師宿禰水通字曰志婢麻
呂也　於時大舎人巨勢朝臣豊人字曰宍月麻呂又曰有吉田連
老字曰石麻呂
玉海月論評定実公日記曰安元三年四月廿日　宣旨依奉射神輿
給獄所輩
平利家　字平治　同家兼　字平又　田使俊行　字雑波の部
藤原通久　字加藤　同成直　字早尾十郎　同光景　字新次郎
為章　按ずるに山ずの流よりれい今の世小俗名くいぶと古
くいい字くいへう　唐山の風かかりいさ　本紀の故質な
きて　初出流とも用ふ
○求賢
順德院
三笠山みねの松ずり　注ずひく　昔ずり　注ずひくとうたへり

時〳〵あるは若干の学ふかく世にしられぬる人をとゝのへ

後宇多院

古昔は天子こそ職英大にして摂相宰相之職英大に於て進賢

宰相不以進賢為急而惟以使殖為心非為上為徳為下

為民之意

今按七の世の大樹幕下より列世大名方に分れ執政

以下法法次人に撰ひ用ひらるゝ事箭筈たゝしきに

人とゝのひ用ひる事は主人の眼目かゝるべきに

ひとゝのひ用ひらるゝ人はそれをもて世を資治通鑑なとの学

問と命をみ知ふるしるされる書は大工の準繩たゝ

あやまりて刺落の人奸佞の人に用ひらるゝは士庶百姓

の憂苦まねきく治く滅亡あやうきふかきる事古今

法語ありこれなるものなり

○長哥短歌

これは文字はまことにいとをかしき歌なれ

語りおのゝ先達おのゝ万葉集にもとりて

しかるに万葉の歌一首に短歌をとりふくこと三十一家に

短歌なる事はいとをかしきことなれ

ものなる七〻六十七首〻歌なるみ人今の世の世に一首あり

その反歌一首法法小注していとをく

右二首仮或云此短哥若防人妻所作也然則應知長歌

亦此同作歟

これらの古歌をもて引られたり

○あさがほ

萬葉集巻十秋云これは二種ありて久しくまひ来たり一説
は牽牛花和名阿佐加保ともいふ常に分るも詠ずるも花を
和名抄の云ふ所の花を牽牛花の顔の容形に似たるなれ
なれば如此なるべしいまの夕顔も花ひらけ撃壤集に
牽牛花の詩よりあるべし　二説は槿花朝榮集に見えたり
押雅に爾雅に云ふ今俗用の書に云ふ槿花をきゝ
なれしたしむべし俗流布に俗にもちいふ
木蓮は青の紫なり今按此説は木蓮のことなるべしいまの
女同車　顔如舜華　舜華は本草に蘇恭の説に
ちまたにきはちすの花のもゝとよみたるは舜の字の順の
和名抄に蘇恭説云ふ出さるるなり今は忘れる後
小説にあたる下学集に宋人の詩に云ふ槿花雜下
點秋事早有牽牛上竹來槿花と牽牛花とかれたる
別なり朝榮集に牽牛花と槿花と云て漢よ
も槿花の詩文に云ふ云て初漢渉孔子の八條大納言
所なり

今按右の引用の書の中に陰機疏云舜一名木槿と云れた
槿説なるべしいまの詩経の舜華説も法人あ
かほのことなれと無しなるべし公任卿とても
陰機疏云ふ所なるべしいまの説なるべし

[illegible]ハ雲牛花しかく面白く

○麻大屋

御釋云説くあもと山田に抜麻を折るかを屋作り者
塵埃をふるれの臭さ物ふ大紙を面白かく烟立て麻屋
らひ屋の紙いかと云ひ或ハ香大屋まさハ金蛟大なる
家紙かりて言ふひとあるよりてきふ人も何もと思ふ作り
らんと大大ひ濁てみて顯昭の何屋の抜と海ふへうに

○おりひ茶

万葉巻十
乃乃(ひを花ら下のおとひ茶今ひらの物ハりを
御釋云おりひ茶ハ半先生乃抜くあれとよりとあたり
をうひをし作かく今梅尾花りをたかをうに物の

張ふ生ひたる抜茶紙をへて思常くいふ古物ふひ疲
ふ[illegible]ふ入をてる分

初荷の麻生ハ下茶抜ハ折ふ[illegible]ふ
物麻ハ芋生の下茶やをれとたふかも何も紙方ハ
蛟乃ハ玄の上ある抜茶ハ[illegible]やせみのうひやせるん
これら抜茶ハやをる物をれハよをうをれし抜茶の
やをりいト思ふやすハ人ふ作る家をそひをうをハ
名なたる紙 伝集巻十一ふ紙をふ[illegible]ひをれし書花
ふの茶ハ(おりひうをあをかり抜をふ)ふをりふハ
思茶ハ家ふて紙家やをれを紙宿の抜茶をへ物ふ屋作志
をへてうかをとり十器をれハ今抜所の宮ハ尾花の抜

に生てこの苔のこゝ思ひ寂て古ひたる岩
角をハ今又角んとすらむ　西行法師

○易林集　或ハ抄　寛文十二年壬子冬

孔子

さゝれ石とうけつたへん限ハ　御製　後水尾院

廬山瀑布　新院御製　後西院

苔さへ清き水ゆゑ　庵ハ結ぶ方ぞ涼しき　後

楊貴妃　基凞公　近衛後

ふる雨ぬ玉ぬ雨も山ぬ雨ぬ　ぬ雨の中ぬ也

赤壁　道晃法親王　照光院

世々ハ過ぬ月ぬ雨ぬ　ぬ雨の後ぬ月とぞ見ん

陶淵明　道寶法親王　聖護院

聲ぬ高き山ぬ雨ぬ　ぬ雨ぬ山ぬ雨ぬ　ぬ雨ぬ山ぬ雨ぬ

黄河　雅章卿　北白川

ぬ雨の結ぶ　ぬ雨ぬ秋ぬ月ぬ　ぬ雨ぬ河ぬ

老子　弘資卿　日野

関の戸ぬ　ぬ雨ぬ　ぬ雨ぬ　ぬ雨ぬ

楓橋　光雄卿　烏丸

月をぬ　ぬ雨ぬ　ぬ雨ぬ　ぬ雨ぬ

唐堯　通茂卿　中院

ぬ雨ぬ　ぬ雨ぬ　ぬ雨ぬ　ぬ雨ぬ

渭濱　雅喬卿　白川

あるかぬひぬ谷の水をかうてはなれかぬ海の沼行人

易然法後詠

孔子　御製

吾道いかなりけりとかはらぬ波をたつねしる人やしな

廬山瀑布　新院御製

流津浪苔ゆゑ〜をいつるねとわかなかれ白ひかりき

楊貴妃　基源公

玉のをとはあるかなかれもをしかれ世ふ波をはやうむかしをとを

赤壁　道覺法親王

いつかきはひかりもをひてあるかなかれ小舟をは

陶淵明　道寛法親王

かなかれゆく世のあるをかなかれ菊をかなかれ

黄河　雅章卿

君の代を万世のかさりにをひ河の底をひ数をれ

老子　弘資卿

あるをかれ数かをはあるを山車のををてをはる道の義を

楓橋　光雄卿

海の私のををひをを苔ひ人（月ひかる江の波ふをひて

唐堯　通茂卿

一年の月日は数をを完全をく校者時を今をたをの人

渭濱　雅喬卿

渭の方紀源を頭は波をあてをを知る名（世をたををを

今梅さき法花山の僧小野宮殿を
天橋立弘法源麿浦道風神泉苑精舎武蔵野とうふ
影ふく唐詩を作りしかたひ易経しるす琴を後水尾
法皇の屏風をかきたまひ給ふ之を侍りしかとはさもし
写し給ふも

○太節法師

新撰万葉集世間難注長歌句ふとをもふ紙に
絶えひとしもつゐ也紙句りしたまふ云云
御歌に天武天皇吉野琴弾ひ給ひて
御仙と雲の上法の御琴の音の響き雲の天女
現形して来幸給ふ其時帝

とゝめ給ふとも絶ひたる琴弾給ふ
とゝ雲の上法の御琴の音の響き雲の天女
おりひて来二法句紙再ひ色一首をひ給ふ
天武天皇の太節法師作給ふ頃日本紀廿十
大賀武紀に天年十大子宥に孝謙天皇時に孝子に雨
まし給ふ太節と称して橘諸兄公を以て元明天皇
法を受ふく御ふくけふ琴一ふ詠みたふ之
天武の御製ふ歌に御ふ自らをきれ武に天女を抱ひ
給ふとい云ふ也ふくも色愛ふ人きふや
頃日本紀と考ふに天年十六年宥奏御宴群臣内裏
宴を子親御五節右大臣橘宿禰諸兄奉詔奏太上天皇

曰　天皇大命ニ坐而奏賜ハク掛畏キ伎能美乃命ヲ
宮ニ大八洲所知食聖乃天皇命天下ヲ平賜ヒ所思坐
久上下ヲ齊倍和氣元動久靜カニ令有ニ八禮等樂等
二都並ニ志平久長久可有食隨神ヲ所思坐ニ此乃舞ヲ
始賜ヒ造賜ヒ伎等用食ニ與天地共ニ絶事無久弥継ニ
受賜波利行ヒ物等之皇太子斯王ニ學志頂令荷ニ我
天皇大前ニ貢事ヲ奏
今按ニ乃詔書ニ趣ハ礼記ニ禮節民心樂和民聲政以
行之刑以防之禮樂刑政四達而不悖則王道備矣入ルヿ
樂至則無怨禮至則不爭揖讓而治天下者礼樂之謂
也入ルヿ樂也聖人之所樂也而可以善民心其感人
深其移風易俗故先王著其教焉ヲ厚ヲ者其文ニ
ヲ也ヲ以天武天皇の厳命ニ令ニ作ル舞ヲ也ヲ以
ヲ天ヲ天女現形して舞ヲ給ヒ舞ヲ給ヒ例の
中古の人ニ情流妄ヲ作ル物ヲ
ヲ作ル物ヲ
○初ヲ作ル物ヲ
万葉十巻七至十巻
八百日ゆく浦ゆくとも我れ
神釋云神代上巻ニ以小海ヲ名ヲ以ニ無津海ヲ
紀瀛津嶋姫命ニ名市杵嶋姫命ニ名ル
小海ヲ神ヲ八百日ゆく浦の志ほ我れの海ヲ海ヲ
ヲ海ヲ海ヲ海ヲ海ヲ海ヲ海ヲ海ヲ海ヲ海ヲ

姫の知しめしたまふ事紀海部氏に仕へ奉る神を
ゆゑ以ておのれ石日孔に祝髮せしめ給へり白浜といつ
ものはもとおきなの川海つ貴之乃ちもろ人に祝髮ひ
てかりの庵　　石京塩もろ人万葉廿二十家村の祝く
今若の新防人ら祝出る海部氏より流れ出さるねと
海を後白羽流の祝てを新宮守とし給へり
いかなる神おきの川海部神を別殿の祭り

○孫を捨て

万葉卷廿四笑女郎
うれ人と孫まの多八ヶ村をれ君を思へいかねてぬかも

御釋云宿禰金々玄の時乃繼り日本紀天武云十二
年冬十月己卯朔辰巳逮二千人定大地震これ日〳〵日

本紀〳〵日没と酉の時〳〵食時と成給ひしもるるとく文
乃時小人寢て定まれとかくい義剛ゆり延喜式廿十六法
場察式云諸村擊鼓子午卯酉九下丑未八下寅申七下卯
酉六下辰戌五下巳亥四下並續依刻數いねかてぬかとハ
以孫ひ人ねられりかを法のすみくもむかり

○玉津島

御釋いとく續日本紀云神龜元年冬十月丁亥朔辛卯
天皇聖武幸紀伊國云云甲午至海部郡玉津島頓宮
雷十有餘日云云又新日登山望海此間最好不勞遠行足
以逸賢故改名為明光浦宜置守戸勿令荒穢春
秋二時差遣官人奠祭玉津嶋を神明光浦之靈恐海手

人大海宮兄弟六人除二千人名従外祖父従立位上守連通
姫ヲ妻ス玉津島の沖と衣通姫ハ[illegible]推量ス
小野武天皇頭浦と明光浦と名所多ク玉ひ紀小守連
通姫ハ[illegible]ふりて好事の名ハ[illegible]
小野續日本紀ニ日本紀ニ[illegible]
ら[illegible]依て章句の清机文字ハ差并等ニ[illegible]ね
と今川く文も津守連通世と[illegible]ハ玉津と脱し世と誤て姫
に作もうしおもうし津守連通ハ玉津島の祝部大海の
母ハ通の姫なりより手人ニ[illegible]ハ[illegible]
なる事ハ通の姓ハ連ハ[illegible]
[illegible]

○修學寺八景和歌

修學晩鐘　　光然法親王

[illegible]ハ[illegible]入れ[illegible]

村路時雨　　中務卿知忠親王

夕嵐吹[illegible]山[illegible]里人

遠浦帰帆　　道晃法親王

[illegible]

芳樽秋月　　資慶卿烏丸大納言

山[illegible]

松橋夕照　　雅章卿光台井大納言

新[illegible]夕日[illegible]風の[illegible]

平田落雁　　具起卿 岩倉中納言

山里ハ秋のかりもむなしく稲葉を落るさへ人かりけり

嶺雲夜雨　　通茂卿 中院中納言

おもひやる雲のよそなる夜半の雨にしられぬ袖はいかにぬれまさるらん

嶽峯暮雪　　雅喬卿 白川神祇伯

時雨ゆく雲も夕は峯こえて雪ふりやまぬ比えの山風

今按ずるに後水尾院の離宮故にいとおほく詠まれ
たり其の歌よむへき事は諸卿へ命ぜられし中院
通茂卿（千賀中納言）夜雨は詠がたきを夜雨の心をよく述べ
ひとつ小離宮へおりのことも雨はふかくてよみ侍
ふ殊勝なる志なるへし

○千年山

丹波近江出羽筑後等にも同名ありて分きかたけれ
ど中にも古歌によみたるハ丹波なる説也小右別記（小野宮右大臣実資公日記）
天元五年六月二十二日記曰伝聞両新発去十九日自愛宕子（アタコ）剥二
千年山金仙寺住覚心坊二（上下略之）
今按此説にあるをあはせていへとも右近衛権惟喬
右近衛監遠理兄弟ハ為ニ神名寺剥ヲ于時即ハ為ニ愛宕子山白
雲寺にて右の文ハおほつかなけれハ神名寺といひ愛宕子
山といひ丹波にたよりありされとそれより久我中納言通
名卿頂通の後に静なる蹄に中なるか朴翁居士の幽居（尾口村）
とて名をかへし住けくこの山に於ありて懐古詩

寛平草創梵王臺　物換星移已廢頽
源氏冥兄栖隱處　登臨只見白雲堆

（桜小右記天元六年之巻ニ源惟正卿ノ二子惟章遠程出家隱ニ子年山金仙寺ニ因句中云々）

系図部類大業條下ニ

永仁六年大業舍の分付中ニ丹波國子年付ニ

参議經尹

君ヶ代を子年の星付みけき物をふるかの寄を紙ふ
今按丹波国子年の星付みけき物をふるかの寄を紙ふ
山の如すの乃星付ふ寄もて寄ふ年ふりぬ
光嚴院御幼時記日到着丹波地（沙弥寺法印文略）子年河西
岸呼波守不顧棹舟（中畧）清子年山金仙寺玄觀應兵火
之後不能再造只殘寺院之礎石昔紹詮大師創基時
山ノ名ニ契テ結ノ法ノ水千年ノ末モ不絶トノ思フ
如此所詠之法寂也（下畧）
等持院贈左大臣尊氏公短冊　出雲社寄
我きたむ子年乃山はふ　注
ふくなる乃我杉やあふ奉尊氏
今按此ふ寄ふ寄ふ寄ふ當宮の先一宮出雲大明
神ノ号氏公法小号宗ふて上代社家ノ子ふ三十六
所の市社まて修造ふ奉ふ而ふ社家人ふ号花ノ花
ふくふ
新名寄　宗祇法師撰大藏院名寄

不年川ハ[illegible]武士の[illegible]川こ[illegible]の宗
今梅[illegible]を[illegible]なり[illegible]今[illegible]俗不年川と[illegible]
きて大井川ともいふ[illegible]大川ともいふ[illegible]大井
[illegible]ふ[illegible]大井川と[illegible]大井の里[illegible]
[illegible]ふ[illegible]の[illegible]
不年山の[illegible]不年川と[illegible]
浄泉和尚遺[illegible]
不年寺[illegible]寺社共[illegible]
今梅[illegible]和尚[illegible]松[illegible]の[illegible]不年[illegible]出雲[illegible]
不年寺ハ今[illegible]

兼好法師

はうもう禅庵の尾口村に有り

幽齋玄旨法師

松[illegible]ひ[illegible]不年[illegible]川の[illegible]の[illegible]白波
今梅玄旨公の[illegible]集[illegible]井亜相雅章[illegible]
て象妙集と名付[illegible]
寺中勢大浦源[illegible]
探ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]
山[illegible]

妙外集

○天地始終

森復庵尚謙考

或問釈氏説天地有成住壞空四相却盡災起天地滅却空然後始（詳見法苑珠林佛祖統紀）有之乎曰有之據邵子皇極經世書元會運世歳月日辰次八層淆始子終亥積辰至元累十二三十之数天地始終如一晝夜自然之数也十二辰為一日三十日為一月十二月為一歳三十歳為一世（一世有十二萬九千六百辰）十二世為一運（一運三百六十歳有一十二萬九千六百日）三十運為一会（一会一萬八百年有十二萬九千六百月）十二会為一元（一元有十二萬九千六百歳）天開於子会地闢於丑会人生於寅会以上邵子以實數推得者而朱氏蔡氏及臨川吳氏雙湖胡氏等諸大儒淆據之胡氏曰十二会至戌会之中為閉物而人物俱無矣當亥会之中地悉融散與天混合故曰渾沌亥会終昏暗極矣是天地之一終也又肇一初為子会之始是謂大始一元之始也（出性理大全理学類編等書）而今當一元午会之中衰明善西即位後八年歳甲子初入午会第至元甲子初入午会之第十一運依此推今世當午会第十二運釋氏槩大數説成住壞空其理亦同古今論天地之生滅唯邵子與釈氏也

○藤房卿詠歌

世にふるもてあそびのみちにあらずとて後鳥羽院よりたまはりたる物なれば世をいとひてもいとひ難きうきにつけてもうらめしきは庵室の塵をはらひ苔をはらひ行方なき山路にまよひて実世の人にまじらはんとやとひて実世の卿

とは年々御心ざしの変らず有ければ
君が住宿のあるじがきくらればかしこにゆかりて雲深の社
鷹築山にわこ明ひらき代新田義助がかりいましに石
所上に歌を手法ありてうせられける
さても又うき世の人の聞くれど定めく宿のをしみて
今様時世のいきおひやびず君父代々をて進むまで
らんかひ人の様むしろていとくも深くしたる筋
後醍醐帝也大代くらひ明ひて御服をかりしたり
せ入法名は偏山とせり妙心寺開山二世とぞなりける
説有し名人あれど寺僧のおりしてはなべる由し

○端午のかとく

増鏡第五のうちに後深草院の事も記されける
いとく有明の月新しくまた御前の菜をまかせし参りけり

○八朔

弁内侍日記寶治元年（八十代後深草院年号）の下に云八月一日中宮の御方より
（是中八なり）つくりしはこれその世に行はれ来りける事ハ
しかと
なかくハよくそろへくしもの菊代々くにて
梅壺らは此内侍の方へもくりしにたり
み合ちてりは其八月のかめの節より年此方を見てくる
梅松論足利尊氏将軍のかしこにかみの氣なよひ
八月一日憑也とて諸人の進物をも数も知らずかたみる

人小下しまひ[illegible]わかさ云云

大分記中京廉富日記文安元年八月一日乙卯春局楷文賀
奉謁八幡禮事 何沙り有う事沙也尋中絶後当羽流
未ッ方より出来記 仍不沙所見慥而冷之代より沙汰し初記
鎌倉ゟ事起ゟ申所語傳也 清家ゟ記来記ゟ沙汰ゟ記ゟ沙
事見ゟ近年如此ゟ申注付云云 九十六代後二条ノ年号 又今日尾花ゟ粥事其中
来何事哉 自然見及記ゟ申 合同ゟ給未見及未知其子細
いと返答了 海人藻茶云云 八月朔日小花粥内裏仙洞以下
合用給 良薬云云 被粥調法薄黒焼ノ粥入合也

○いきみ玉

親長卿日記文明八年七月十一日云癸酉若宮社方以下有沙祝
ゟ儀 いきみ[illegible]ゟ云云

今按いきみ[illegible]ゟ事文明の来ゟ[illegible]
七月の盆ゟ亡者ゟ霊魂の来ゟ[illegible]ゟ
ゟ現在の又母ゟ妹ゟ[illegible]

○かるをなみ

万葉巻六赤人
若ゟ浦ゟ潮満来れゟ潟を無み葦辺をさして鶴鳴き渡る
印釋云 俗説ゟ序雅潟ゟ[illegible]ゟ
名ゟ[illegible]ゟ人ゟ[illegible]ゟ
ゟ[illegible]ゟ潟ゟ無義ゟ事ゟ
人丸の歌ゟ潟無ゟ[illegible]

○久木

万葉第六第八

ぬさまつる歌の文句には久木おふる清き河原にちどりしば鳴

御釈に云久木は久しき木にて老木の名也 楸にはあらじ

老十に梅桜をよみ合間に去年(コソ)咲し久木今咲いてはかな

はかなやおもはん君か人なし 此といふ歌のこゝろまれなるは梅桜

の同じ名をよみこしたる 又老十に浪間より見ゆる小嶋の浜久

木久しくなりぬ君にあはずして とよめるも楸なりとも久しくいふへき

事と清久木のよき年久しくとつきなる清き河原は吉

野の川へ彼揃ていへり 別に名所にはあらし哉

今梅明記に楸と相を木の浪間より見ゆる小嶋の浜久木

の御釈に云 此小嶋は彼苫の児島にや 紀伊の地名にもよみて

給ふに向き八久ありひよれば此歌を伊勢物語より

猶ひさしこゝにいふは傳写の誤なりなるへし

○二鞘(サヤ)の刀七枝刀(ナツサヤノ)

万葉第四大伴坂上郎女

人もみな思ひやすらむ君か為に二心やある影を見てこ底川もちらん

御釈に云 二鞘は両枝刀(フタマタノカタナ)をいへり 鞘は中に納るゝ物なれば頭鮫

なるといふは如何なり 古事記の下巻に仁徳天皇の御製に

文漏耶(モロサヤ)歌の意に 浦せもふと諸鞘(モロサヤ)にて二鞘の関しきを見ゆ日

本紀の神功皇后紀に云七枝刀(ナツサヤノカタナ)一口(ヒトツ)七子鏡(ナヽツコノ)一面ニ所七枝刀と

いふは本は一つにて末の七つにわかれたる刀なるべし七つの鞘に

とれるもの歌の諸鞘をいふは両枝刀をふくめて海

其つねにあるつるくなり清らのたちいにしへの六脈刀

の事なり あるは半の所よく見れなしたる七子は姫やうに人のこゝろ

御くれ又箱の内に　七ふりのさやのくちくはたらひつて我
を力かけて行なり二首在小神功紀小行る元さえ万葉
法師乃宮を人の拘りひ云者よ仁ひてや君と我二さ
度の刀法師うて西くふ君とく海りなりう新紀巻
たてくようそふのく京津をちんと可り
今按六帖乃歌ハ七ふりの神功紀七ふり境ふ河る
説刀法半二智ひ詠りてふ乃ハ七枝の法度とよ
めり本文ふ者ふ仁ハ中ふ二さやけ乃七さやの
刀ふりふ可るる仁ハ可るのりん製法不審ふ
法半ふりかくふ枝船ふ刀ふ

○天狗

台記久寿二年八月二十七日条（治承元年六月記）文人打釘於愛宕護
山天公像目云云余唯知愛宕護山天公形不知愛宕護
山天公像云云

森尚謙云世伝有天狗者主災禍是非天狗星之類也況
俗云天狗夜叉天狗土后依沙郷次是一種鬼神也易曰
鬼神害盈而福謙義文誇盈満者鬼神悪之加災禍彼
天狗之災必有理而然矣

○類聚上階

玉海曰治暦二年十二月廿四日癸丑京宮孫目也云云今検類聚
叙三位式一人孫半也已入道相国奏請云云代云源氏
平氏為我国之害也而於平氏之外恩也普一族威勢殆満四海

光依勲功也　源氏に勇士多與逢依當詠爵叙政獨其性
正直勇名被世未昇三品也係七旬尤有哀憐何覧近日卿
沉重病云云不堪黄泉云云前特授紫綬之恩若依此一言彼
叙三品云云入道参議之叙任賢時人莫不驚耳目若抗
今按此年皇子誕生安徳帝治盛入道の御孫
御ゝ之喜根と俗ゝ行末の繁栄と祈ゝ給ゝ
かの成經康教等流も偏ゝ百姓ゝ政と云ふ
方ゝ也ゝ世の人ゝ
ゝ性正直勇名被世ゝ
同流後世小ゝ
○新教撰小仰云ゝ

萬葉集第一巻法師宮時歌
みゝ山下風のさむくふるゆきをいもゝ見ずして
右一首或云天皇御製歌
かくのごとく載れた先ハ行幸に供奉の人ゝ
或人ゝ天皇の御製ゝ
端作の大行天皇ハ文武天皇ゝ
ゝ端作の大行天皇ゝ
御世の帝也ゝ
ゝ河ゝ
男流ゝ
也ゝ天下の向ゝ
萬葉集ハ持統のお

きぬときもたぐひなき事也古き明匠たちはかやうの
大きなる河原ありか何當時の人くこそ難しといふ
わとの人なりしにや所謂その時の人く万葉集に不
沙汰ありしよりなる事なり

○秋さり衣

万葉第十
され[illegible]音[illegible]たる布の秋去衣たれかと
御釋云秋去衣ハ集中にも本よりといふなるを書去
なりとよめる所にも秋来ての衣といふ事を名付たり袷
衣いへるも説ありて志か有るし秋興賦云於是乃屏ニ輕
箑ヲ釋(スキ)ニ纖絺ヲ藉(ヲシキヰニシ)莞蒻ニ御(ス)ニ袷衣(シ)これにてつけたり侍賀門院堀河
旅にして秋さり衣さむきに吹く武庫の

風は八雲抄にも七夕布也とあそはされし八雲万葉にも
奇なくいうく沈せたまへるなるへし

○花生子　傳生子

細川幽斎公ハ将軍義輝卿ノ子ナルヲ懐妊シテ三淵ガ拝領シテ生ミタルナリ

大明律箋釋云花生子ハ謂ク媾婦女懐甲(ハラミテ)後娶(テ)為ニ妻妾ト而生ム方
しこなくはらみたる女をめとりてうみたる子の事なり
又云傳生子謂下妻妾假ニ装テ身分(カタメト)使令傳遞他人之子ヲ上ニ志ひとつ
かとりかはる女の夫なるひは主人の胤あらぬをみことなるね

平宗盛ハ傘工ノ子ヲ養ヒタル如キナリ

て他のの実にもあらぬものにありしを世にて志
なりかうしたる婦りかにこそかしし子の事なり庶もと
かゝうしもたれくは世にある事なる[illegible]

○本折

東鑑文十九（十九巻）建元四年六月十一日戊戌御家人中ニ可召候
由所流ニ申被仰下ニ間早任教宣可構参ニ有今日
被下御書小山子葉三浦秩父伊東宇佐美後藤蒲西八
下ノ家ニ十三流奉ニ云々有御第ニ寄ニ云々同年三十二（巻）
十月二十日己巳今月六日申刻非器風非地震関東流ニ所所
顛倒所置ニ箭清打損　寿二十七（十八巻）安貞二年閏正月廿
六日己酉流ニ無人間仍經歴業ニ子孫可差進ニ有被下院
宣ニ乾仍日来有ニ沙汰小山下河辺子孫秩父三浦梶倉
宇都宮氏家伊賀波多野北条可進子息一人ニ有今日
被仰下

今按織原術所所待ニ以所引用

○茶

類聚国史三十二日淡海天皇弘仁六年六月壬寅令畿内並丹
波播磨等国殖茶毎年献ニ

今按茶ニ初出ニ見ニ久ニ記物ニ而世ノ風ニ尚
敬セ〜半物ニ如ニ成ニ

東鑑二十二巻（一巻）建保二年六月四日己亥将軍家御病悩流
人奔走仏事殊ニ平ニ癒云々被御閑談錦氣元葉上僧正（栄西禅師ナリ）
候御加持ニ之処同坊主孫ニ宋国ニ渡来ニ茶一袋而相副
一巻書令献ニ之所ニ茶徳ニ書也将軍家及御感ニ云々

今按梅尾の明恵房ニ宋ニ渡ニ茶ニ事ニ而ハ
実説梅尾小菊様ニ云々今ハ宇治の茶梅尾より栽

盛りにあれども又今は世よりてまたなきい天公文殿
はしの南響う湯とはしめ物ものや姫草後のもの
ものと物と吸てそそあそひける花今八天子大樹より奴
僕ハいとる海事歌宣ハ[illegible]ものとそけひ者人来れハ先門
あれとも出してはてはかりとあるひハ姫奴洞家のうちにはた
らもて成吸ハしてなるふれとかたそうもたかはるさるもハ
第もたとそもふくるる作うあるてそそ品ものく農家利
城はく歳貢の助とかりかり今より後の代ハ人ハりはる
とかの出きて人の黄紙とかり作んよ

○水無月きく

六月ハ間あれ水青桜と四月ハ[illegible]山梔記みそそ

○海女

世絶物語ハ紀山院乃女御（弘徽殿女御恒子朝光大将の女）ハまかさ[illegible]作門
はなしハ海ハ世ハうちはなしハ人のハ[illegible]ハ[illegible]
けるふの秋ものの[illegible]ハ[illegible]
きうはかれ[illegible]ハ[illegible]源氏物語ハ[illegible]ハ世
間ハうはうはまとふ海人作りなる小右記等の日記ともも
人ハ知りぬ[illegible]

○本朝世記

玉海曰治承二年十月十日大外記師尚朱余仰本朝世記可進
備之中中納言持参之有件文信西法師作之寛平一代也云云
而給師元朝臣令書写之師尚之許他人一切不持之云仍

訴訟事

今按　西山公日本史拠據を色々のぼして世記をのぼ
ゆく探り尋ねとも今八絶て世に伝ふる物もなく
他人一切不拵者也（お事之）
敷ものもなきに人情面白きよりて八書記して世に
たりぬ事ふなり面白くこのみ

○宿代小田

万葉集人麻呂歌
古ゆ人の言ひ伝へ来る
沖釈云宿代小田ハ凡田八方六人を以て一歩と云ふ二十六歩
地一畝と云ふ十畝を一段と云ふ十段一町に当る七十二歩を以て一
代と云ふ六代地一段なり代ハ一代ハ二畝なり日本紀に

須の字代なりと別なり廣ハ百畝を須と云ふ本紀に
かと云ふ　又云一所ハ宿代（イホ）ハ百代（ハカ）ハ計なり十町なれ小田反
以ハ面なり宿ハ方寸数を張りて用ふ宿定（イホヘ）
山なりいまだ定ふ詳なれ山田ハ一代なりなる
ハ稲のやうに段なりなれ畑ハ畝なりなる
数ハ一代なり宿なり畑ハ畝なり小田
○舎人親王

六帳ハ

面なりなや序文なりなるものなりなる
かくあれハ舎人ハ二字ハ
を考へなしていひなるもハ推量なり　又六帳

に據(ヨル)らしもなくて推あてふる舞うこそもしあれはそれと
然こそあれはの中絃の孫なりけるもしいとうはの市ぬう法
の名よ門部(カドヘノ)王牛飼馬飼こうふ名さへみこそう

○とそうさいれもを

稿(ウラ)流小秋(ヨウ)の戯(ヤレヲ)士こいひ或いきれはよたれをこいひ又ハ
俗(ウ)ちあれをこ流くあり西山ふく山歌流の次をふ山の流
皆ふ名ふれ八鈍(ヨウ)の風流(ヤレヲ)士ふて人のふくて我ふるんを迷(ヨウ)よ
宮ふぬ人よこめ宮ふ番しくい秋万葉流るへこそふ
まひきり

○ふく流葉

拾遺集雜ふ物へまりるる人のはこぬさ流結ひぬくふ

入くふ流ふ
流こぬ契りもこるふ山こたをけれ祢こそるへかりける
紫沖所いくふ世こ葉書の宗ぬこを結ひて袋よ入ここ
いふ葉ふ八弁の二三の白八こちぬさ流ふ入紙をたへ八細
なこ流けるやうにもこへ流結紙ふいひてそれよぬさ流入
こそ八二三八こ袋に結てこみて下白八中のぬさ流ふ葉を
物流ふ名ひこ流ひふたよ物いれて流ふ流ふ流ふ流ふ物
流物こふ流ふ八葉物の名の上よ物の流ふ物こ流ふ物こ流ふん
こ流葉こいふこ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ
ふちんの名ふよ物こ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ流ふ
○ふこ流葉こ流

万葉集十
春なれと仰ぎ見るかの雲ゐ遠く
沖釈は神中物の中に
ふ詞より鵜八素と書き
流れ八みなもも我八君
八なくとも我を思ふ
知る者也とこそ云
滿隆者まさ古事記より
ふ詞を子の侯ちこそ
要抜ちる

万葉集十
○卯花は萬
咲かりふ垣根の卯花の

卯の花は咲ちりぬ梅ふまつ
尚集
ちる花の咲る垣ねう時
○長松彩惟
惟翁ちさ孔名八泰ち麻呂いみれ八邦茂のちに惟実ける
ちる後安藤流邦輔親ち庚子孫二年月日生れ
卯母成ち内蒔檜以安藤宗実ちむ
多の子ちとかよ絶して惟翁浅懐ける
なりとて今按家系ハ年月
ちの日卯元服十九ちなり
ら宗実ち家ちて養育し
拾遺集云　山里のうち花は雪の咲ける成
平公誠
惟実ける
定明　定房卿
定実
親ちいちる卯
親ちけ元服
おの卯子
されけるかちよ
ちまちる
ちのか
ちの
ちそのち
麻花流の伝持

仁宗山文山のこゝせ〳〵ハさな伝ん殿う出なまへる也然よ
りて惟箱十余丈ハ麻苑流の書かゝ[illegible]これ[illegible]と
宗実姫ゝく成〳〵みまゝ也御本郷和漢の古文ふくらゝ五伝
ゝ[illegible]ゝ行園の御嫡子貞康親王生れ給へ〳〵宗実ゝ家
恐をむすゝくて給ゝかの流れ書に[illegible]ゝ[illegible]
ゝゝいゝゝ[illegible]利数ま[illegible]
いて給ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ひて[illegible]ゝ[illegible]丹別[illegible]
里へかゝれ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝの[illegible]丹別ゝ世〳〵[illegible]
むゝひ世あゝひ給ゝ[illegible]

ゝ[illegible]惟箱ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
賞行経嶼梅塢抱琴園ゝ[illegible]ゝ[illegible]
行ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

郵地

郵天速郵郵速天

莫怪孤節急携酒　　四顧霞晴草色鮮

山居即事　　良晨美景雨難全

茅屋柴門枕谷皐　徒倚山霧襲藍袍
夜深村落寂無聲　一曲瑤琴漢月高

示徹禅者

隣寺穿林一徑通　孤節直到法堂東
老僧延接煮茶話　半日清閑雨夜風

橋

たりしもいまむかし絃の
夢は酒のうにかはるかうちの邨

月

ちりぬるの子はつゆ雲きえて
秋うすゆかくれぬ月うすし

雪

たれかふくみをんなの扇をとり人を
おりぬるなるうぶうれ秀

鄙しらん

子はすゆ山うゆ雲いちうすゆ
みやこの波くゆ波きうゆくもし

後の一首を今小口村古老の口ひとひとに伝へ怪翁
らをつゆ堆鑿去鑿方神かして藜の杖とたのきへ八境を
徘徊し近村と起居しゆうひを蓑笠はきてちとせ川よ

[illegible]とおぼしく、武八茶嚢を[illegible]して星民の病者を
[illegible]ありひを松板板案のごとく成を村[illegible]
[illegible]人のうつ[illegible]
おぼしく、[illegible]貞康親王八代貞敦[illegible]
親王ふて[illegible]
一生源通[illegible]
[illegible]卒去憲日光院覚圓了空[illegible]
[illegible]
女子[illegible]
元服のち[illegible]氏となのつて安義満[illegible]
き[illegible]て大志[illegible]

見[illegible]
山内内敬[illegible]
[illegible]織田[illegible]
定実の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

からに学問して法華経を本京光明寺の
より源空の教風を慕て東国に下り武蔵国
とあ西方ひ禅寂坊なりしみく年月をおくり後小松殿
して弓箭を捨て寛永十四年六月廿日六十一才にて辛亡
小口村の内平塚に小庵をむすび法華流意慢宗慶居士と号
七男子三人定為 朴翁居士 光なり 定賀 定繁等なり 寛永四
年丁卯四月十四日枕琴園にして誕生安藤新右衛門と称す定
明和十一才の長子母八河合右馬允源のむすめ実八妻果 氏の脱カ 十一才
にして定四郎と号す十四才の春婚姻河合氏のもとへ後ひて
京光寺の遠首座 婚姻 後出家 と師として大学中庸を読をはり
婚姻婦徳ありて三人の男子 定為 定賀 定繁 所生なりけるにも

うひくしく教育し定為一生の文字はひとへに御恩
なりとなげかれ称嘆なりしなり十六七九歳の間に孝
経論孟毛詩書経易経を学ぶ八年京師に出て
かつ一二京師学問よみ初めて二十才にして京師に出て三
本宣脇を仲らるに下総国為京秋礼記の講
等の講義をうけ門人秋礼記の素演を聞ひ
為京秋礼記の素演を聞ひ東山先生嘯
翁小酒と云て奇の門人なり初めて深氏物語一部乃切
紙を為京秋礼の講義也是秋八字新谷の家主法師小酒の
ら後二十三才の秋婚姻を命じ山口氏 ※ 二十七才 を娶なり
されば実為章稽子久子母なり二十六才の秋貧敗負敗を

時は二十九　御母儀が約束為定（実は伯父宗盛のむすめ）若小竹園と云て定置たる家に依りたまふ事なれば貞清親王の次男邦道親王の母儀と御長男邦尚親王（貞敦御父病弱）の母儀（若小家女房）貞敦御利異儀ひ給ひ代見敦御相續御しかるべきひとへに定置たるなりと世人を感じ給ふ事三十歳にして　法皇と右京進二十一歳夏故貞清親王の忌中の貞敦の御妻（つまの御）大樹（厳南の御妻）を定り給て大樹（年号）後毎年歳首ごとに大樹及び御妻の方（相模守）三十二歳にして法皇と右京亮おなじく貞敦親王にいとめ事ありて琴琵琶を西園寺左府実時公琴を今出川右府公親公は笙子を所望まいらせ給て定置たる門弟後ゆりて楽道繁

右ゆりて和歌を烏丸亜相資慶卿の出家を所望ハ和村恭養小出二省加藤宇兵衛と云て家ハ白山祭南と行国小まゆきくおのく共道と親王へ召まいらせ給ふ

御神楽四ふ二十七歳にして正六位下内匠頭四十二歳にして正月十一日山田氏辛巳（二十九歳ゆり浄心院夜屋妙什と号）杉ゆりて継室湯川氏を迎へ給ふ

四月十日を夢に杉ゆり惟義朝臣百年忌を丹州へ下向して京光寺ふく追福と御追御の男女老の二百余人に斎食非時会成就とこれ有り　法皇上ふ加階六十二歳にして敬仕給ふ

又慈眼院今と普門寺栗山和尚西王寺契山和尚小御つりて経巻祖禄の講演御参禅と御追善の心ざし奉ひ卒

同年の二月十六日小栗山禅師を戒師として剃髪し同所なる
朴翁居士と称せらる播州網干の龍門寺盤珪和尚にしたがふ
らひて禅要を得事おほきく年ふかゝりしハ静斎源公
宗心法師智玄律師なとに従ひて中国西国の名山霊場を
めくりたまひ今いまそかりひのこせる事なけれハ先師の高風を志たゝ
ふ身として貞享二年（六十九歳）夏より于年山のかたはら抱琴園
と號して長くかくれ志りそきたまふ詩あり

利門名路雨相忘　深掩山扉坐草堂
終日偶然似泥塑　惺々襟宇潑天光

山家の記ハ六十七の作なり（おのれそまかりける時の詩并文書等貞享元年京師の火災ニ類焼し侍りけり）
六十一歳より法華金剛讃誦の日課をはしめ後ハおのく千部の功
をはりて東光寺に依蔵の石碑あり七十一歳の春常州水戸に
下向その趣ハひたすら常に心に絶ゆるよしなく思ひしかれハ春子
と瑞山にかへり元禄十五年（七十六歳）八月十六日よりいさゝか病に犯
し玉ふ廿日の朝あしたに為実（去年二月ゟかへりて侍る）ハ小諸のかたえ
下りしく禅門に入て玉文の寿文を以てし六十七の二月六
日ゟ稍忽然として擬摩の枕に伏し生死一如にして内外
於悟を得し命分ハ古稀にあまり生涯無病にして此世
に一毛の不足なし病あるひの厭まひハ婦てひ起ましき也
それに治りもちひあるへしとて御手つから為實印辞世の
詞なとめされける時ちからそえてよみ不来不去たゝむの辞世
とりかへりかへりて口業をうちやめてその後ハ常

小口列寺庵小誦經のゝ寺ゝ廿三日の晦乃寅ゝより
かゝる法界定印成ぜんとひて祈願するゝとり助ふ尾張の
国平賀郡ゝ乃墓所小泉ゝ如ゝ長徳院真門一傳居士ゝ号ゝ
不肖為章謹誌

○圓珠庵契沖阿闍梨行實

師諱契沖字空心姓下川氏其先住江州馬渕邑祖元宣君
称又左衛門仕肥後守加藤清正考元全君称善兵衛元宣君
之季子也仕摂州尼崎城主播磨守青山幸利寛永十七年庚
辰就師于尼崎甫五歲母間氏口授百人一首和歌旬日能記又
亦試讀實諳數不日又就父母駭異殆非庸児七歲患疫巫
醫不驗在蓐每日密書天満天神號一百遍如此三七日夜夢異
人自称菅廟之靈来告曰我感汝至誠除病延命他日為僧自
昔覺後病瘳師告父母以夢中事懇乞出家父母不能拒於是
自絶腥葷常唱佛號父母不得奪志遂許受業州之今
里妙法寺手定容師時年十一歲手定始授般若心經讀四五
遍背誦暗寫十三歲薙髮登高野山謁東室院左学頭快
賢留而事焉賢愛其法器加意誨誘居之數歲學行益
進稍為時輩所推称賢遂授以五部灌頂聽列兩部大阿闍
梨位寛文二年為檀越所請住住摂州生玉曼荼羅院既而厭
其隣城市作俗歌題壁間而遁去一笠一鉢隨意周遊諸和
州長谷寺絶飡念誦一七日登室生山練行三七日其他山川靈
異吉野葛城等無不躋攀復還高野山受菩薩戒於圓通

寺快圓比丘持律精苦往泉州久井里愛山水奇掛錫數年
盡該三藏通悉曇旁窺諸宗章疏涉獵經史子集名聲
益顯從遊日多既而居州之池田川側徧讀 皇朝實録
日本紀以來諸書專好倭歌博探其書延寶五年就河州恩
任延命寺覺彥受安流灌頂彥以為得其人師写儀軌二百
餘卷納和州生駒寶山寺八年手定寂遺命住持妙法寺師
雖非所好而以老母在今里不得已而往乎傍構一室移母孝親
吾 水戸侯源義公方恨萬葉集世無善註而其詞義甚
不明慨然有為之之志聞師才名欲召託其事師雖固辭不
就而竊喜於 公盛舉以逐作萬葉代匠記二十卷總釋二卷
上之如第一所載雄略帝御製籠字舊不知其訓師援神
代紀無貝籠訓加古麻謂笠也文雄略去神代未遠則師
所訓實得其旨 義公見之嘉其卓見且奇其合素意賜
白金一子兩絹三十匹勞賚師不以自奉充治寺費人贍洽
貧乏又著古今餘材抑抑有人麻呂明石浦和歌舊流以為
眺望或為送行師以為人麻呂自述旅懷也故託氏收之竊
旅部所謂島陰行若狹萬葉集防人得大理歌曰嶋陰漕
舟也不可必論島之有無也其落句古註曰惜行舟隱也師
以為自憐舟中伶仃也猶在原業平八橋歌憶竊旅之句法
也蓋言人麻呂過明石浦家山日遠前程無期漂泊乎朝霧朦
朧之間則其竊思如何也 義公讀之抵掌以為子古嘆明賜
書欲一來見辭曰林壑之性不慣謁公侯遂不應至母沒退院

卜居難波東高津號圓珠庵屏謝俗客清修自適
義公施菜資存問不絶元禄十四年正月二十四日疾革命徒
質其所疑焉弟子涌泉問曰師今住何字本不生之域乎
答曰然凡人應須平等而差別泉曰平等差別將無大異邪
曰心雖平等事有差別差別之中心當平等二十五日結印跏趺而
化年六十二臘五十葬于庵後遺稿二十卷曰漫吟集隱士長
流為之序平日所著有厚顔鈔三卷勢語臆断四卷百人一
首改觀鈔三卷源注拾遺八卷勝地吐懐編三卷河社二卷類
字名所外集七卷名所補翼抄八卷和字正濫抄五卷沓所
以講明裨補于和歌之學也宗門疏鈔亦若干卷以傳其徒
師為人清介而和怡其所應接無道俗盡得其歡心又素
善誘奬每有不善徒一經師指導輙改行者甚多其所到
人初雖不甚信愛而及去盡莫不思慕焉其守宗法甚嚴正
人或有造為邪説欲以亂其宗者師乃毅然闢之無復顧避
其所論辨當時有識亦盡莫不嗟服嗚呼師乎歌學高深
議論英發實今時之所亦而雖古人恐亦多不及也世人或
知望其門墻而未得窺其堂奥漫欲加評批是可哀矣雖然
問師之所業則釋氏之教也倭歌則其餘事也豈可獨贅
於師邪但為章向以　義公之命往就師庵親稟其説情
誼交密聞訃痛惜謹具其所知之狀以寫景慕之志云爾
元禄壬午正月十一日

水戸藩郊彰考館後生安藤右平為章拜撰

年山紀聞は去たつ頃の元年より流布
せしにおいてくさ〻行しこゝも世に出版せんと
願ありのゝ所ゝ所人〻のゝ人〻と物語る事
実とも〻の写しれる事書抜うつして
水府よりのおせうれ行せり板行せり幾人乃
はめく武士の人〻侍の所望せし
所ゝ取扱ゝ清書せん出版せ草野氏
記とゝもゝのようもあるゝ
あへてこゝろ知るゝ知るゝ

享和三年八月

吉の物語人
梅經亮

文化元年甲子三月發行

文政十三庚寅年秋七月七日於
益城郡矢部莊目麻呂村奥山中寫之
中村萬喜直衛